



～必要な人が成年後見制度の利用に結びつくように～

おやま権利擁護通信

発行：小山町権利擁護支援センター
(小山町社会福祉協議会内)
小山町小山 75-7
小山町健康福祉会館 2 階
TEL：0550-76-9906

市民後見人養成のためのフォローアップ研修を開催しました！



講師：西川浩之氏



令和3年11月2日(火)に、令和3年度第1回市民後見人養成のためのフォローアップ研修を開催しました。この研修は、市民後見人養成講座修了生の中で、将来的に市民後見人としての活動を希望している方を対象に、講座で学んだ知識の確認とさらなるスキルアップを目的に開催したものです。今回の研修会では、講師を司法書士の西川浩之氏にお願いし「財産管理のための基礎知識①」を学びました。

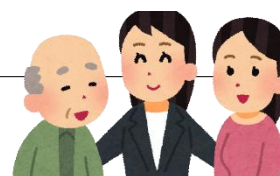
後見人等に就任してから家庭裁判所に初回報告するまでの間に、どのような活動を行うのか、関係者との面談、金融機関や行政への届け出、財産目録や収支予定表の作成等、実際の報告書の書式等を見ながら、実践に沿った分かりやすい研修でした。

西川先生からは市民後見人として大切なことは、「本人の日常の生活をより豊かにすること。判断能力が低下する前の生活を維持すること。」「本人の収支を把握し、本人のために財産をどう活用できるかを考えながら支援すること。」とのメッセージをいただきました。

また、成年後見制度利用促進に関わっている小山町役場職員や福祉施設職員の皆様も参加されるなど、小山町でもこの制度が適切な利用に結びつくような中核機関の設置に向けた体制づくりが進められています。

コロナ禍のため、昨年度に引き続き、今回の研修会も人数を制限した集合研修と Zoom によるハイブリット型での実施とさせていただきました。

小山町権利擁護支援センターの申立ての支援



成年後見制度を利用するには、家庭裁判所に申立てをする必要があります。申立てをすることができるのは、ご本人、配偶者、4親等以内の親族、町長等です。申立てに必要な書類は、家庭裁判所のホームページで確認することができます。当センターでは、親族での申立てをお考えの方に対し、申立書類の書き方や必要書類の取り寄せ方の説明等の支援を行っています。なお、申立ては弁護士や司法書士等の専門職に依頼することもできます。依頼したい専門職が見つからない場合は、専門職団体を紹介することもできます。

成年後見制度 Q & A

- Q. 知的障害のある成人した子がいます。夫の相続が発生した場合、法定相続分どおり遺産分割協議書を作れば、後見人等は不要でしょうか。
- A. 協議内容の問題ではなく、お子さんの判断能力の程度によっては後見人等が必要になる場合があります。



成年後見制度の利用事例

Vol. 4

対象者の概要 50歳代女性・療育手帳・精神手帳・自宅で1人暮らし

【困りごと】 障害年金が入ると直ぐに使ってしまう。

Eさんは、ヘルパーを利用しながら公営住宅で一人暮らしをしています。収入は障害年金と生活保護費です。2か月に1回振込まれる年金を直ぐに使ってしまいます。本人に聞いても何に使ったか分からず困っていました。ヘルパーが本人の様子を心配して相談支援事業所の相談員へ報告しました。相談員が本人に聞いたところ、家賃や公共料金の滞納もありました。

【成年後見制度の申立て】

相談員は、権利擁護支援センターに相談しました。その後、一緒に自宅を訪問したところ、本人も一人での金銭管理に不安を感じていました。成年後見制度の利用を勧めたところ、本人も誰かに手伝って欲しいとのことでした。本人を支援してくれる親族がいないことから、町長申立により成年後見制度を利用することになりました。

【制度利用後の生活】

家庭裁判所より保佐人が選任されました。保佐人は、Eさんとこれからのお金の使い道についてじっくりと話し合いました。滞納していた家賃や公共料金も支払うことができました。お金の管理は保佐人が行うことになり本人も安心した様子で、一人暮らしを継続することができています。その後は、滞納もありません。

～事務局から～

“意思決定支援とは” …

「意思決定支援」という言葉を聞いたことがありますか？意思決定支援とは、すべての人には、自分のことを決める力があり、たとえ判断能力が低下した本人であっても「自分のことは自分で決めることができる」という考え方が出発点になっています。必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなどして、本人が自ら意思決定をするために必要な支援をする活動のことです。

成年後見人等は、本人にとって重大な影響が生じるような契約をする場合などに、意思決定支援をすることになります。判断能力が低下した本人が意思を表明できるよう支援を行うには支援者の力量が問われます。当センターでも、本人の生活歴や現在の生活、本人の希望等を支援の中で確認し、意思決定支援が必要な場面で適切な意思決定支援ができるよう心掛けています。

